

別添 5 審査項目及び審査の観点

(1) 基本的な考え方について

① 応募動機、運営・保育理念等について 【配点 12 点】

<審査の観点>

以下のような点について、具体的に示されており、共感できる内容であるかを審査します。

(着眼点)

- ア 応募の動機について
- イ 運営・保育理念について
- ウ 運営・保育に対する熱意について
- エ 待機児童・多様化する保育ニーズ対策などの保育行政に対する考え方について
- オ 民営化にあたり配慮したい点について

② 保育方針等について 【配点 12 点】

<審査の観点>

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

(着眼点)

- ア 保育方針、保育目標は適切である。
- イ 保護者への対応は適切である。
- ウ 児童の個人情報保護への取り組みは適切である。
- エ 近隣住民に配慮した運営となっている。
- オ 職員が働きやすい環境づくりを実施している。

③ 安全・安心・衛生対策等について 【配点 12 点】

<審査の観点>

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

(着眼点)

- ア 感染症対策・衛生管理の重要性を理解し、対策を図っているか。
- イ 非常災害対策の重要性を理解し、対策を図っているか。
- ウ 防犯対策の重要性を理解し、対策を図っているか。
- エ 事故・病気対応及び事故防止対策の重要性を理解し、対策を図っているか。
- オ 安全安心な給食を提供することの重要性を理解し、対策を図っているか。
- カ 人権の擁護及び児童虐待対策の重要性を理解し、対策を図っているか。

(2) 法人に関する事項について

① 運営実績について 【配点 8 点】

＜審査の観点＞

運営主体となる法人の過去の認可保育園等（小規模保育事業（A型）は除く。）の運営実績について審査します。

※ 基準日を令和 8 年 4 月 1 日とします。

※ 運営実績が小規模保育事業（A型）のみである場合は、標準とします。

② 法人形態について 【配点 2 点】

＜審査の観点＞

運営主体となる法人の形態について審査します。

(3) 職員に関する事項について

① 施設長（予定者）について 【配点 5 点】

＜審査の観点＞

施設長（予定者）の認可保育園等（小規模保育事業（A型）を除く。）での経歴について審査します。

※ 基準日を令和 8 年 4 月 1 日とします。

② 保育士配置について 【配点 8 点】

＜審査の観点＞

保育士の配置人数について審査します。

※ 施設長及び主任保育士を除きます。

③ 看護師・保健師等の配置について 【配点 3 点】

＜審査の観点＞

看護師、保健師又はその他専門職の配置について審査します。

※ その他専門職とは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士など児童の発達支援に関わる専門職のことをいいます。

④ 職員確保・育成について 【配点 12 点】

＜審査の観点＞

職員の確保方策や、研修等の育成方針、定着率向上のための取り組みがそれぞれ具体的に示されているかを審査します。

(4) 運営内容に関する事項について

① 3歳未満児の受け入れについて 【配点 6 点】

＜審査の観点＞

待機児童の割合の高い3歳未満児クラスについて、待機児童解消につながる受け入れが確保されているか、全体定員の割合から審査します。

② 給食費について 【配点 2 点】

＜審査の観点＞

保護者が負担する給食費について、公立保育園等と同程度（5, 200 円）以下であるか審査します。

③ 通常保育以外の保育サービスについて 【配点 12 点】

＜審査の観点＞

通常保育以外の保育サービス（休日保育事業、病児保育事業、障がい児保育事業、地域子育て支援拠点事業等）の実施の有無を審査します。

(5) 資金計画等に関する事項について

① 資金調達について 【配点 6 点】

＜審査の観点＞

保育所等の整備や運営にかかる資金が自己資金で確保されているか、借入を行う場合には借入金で確保されているかを審査します。

② 事業費の適正な計上について 【配点 6 点】

＜審査の観点＞

保育所等の整備にかかる費用、運営にかかる費用等の資金計画について、詳細な積算根拠が示され適正に計画されているかを審査します。

③ 財務状況について 【配点 6 点】

＜審査の観点＞

保育所等の整備や運営にあたり、財務状況の安定性を審査します。

(6) 建物・土地に関する事項について

① 保育室等の面積（一人当たり）について 【配点 6 点】

＜審査の観点＞

子どもの処遇にかかわる保育室等の各部屋の広さについて審査します。

※ 保育室等とは、ほふく室、乳児室及び保育室をいいます。

※ 最低基準とは、県条例に規定する基準のことをいいます。

② 園児送迎用駐車場の確保について 【配点 6 点】

＜審査の観点＞

子どもの送迎に必要な駐車場の確保状況について審査します。

※ 職員駐車場は含めません。

※ 君津市シルバー人材センター跡地を使用する場合は、標準とします。

③ 園庭の面積について【配点 6 点】

<審査の観点>

子どもの処遇にかかわる園庭の広さについて既存公立保育施設の園庭面積を参考とし、審査します。

※ 公立保育施設最小園庭面積：859㎡

※ 君津市シルバー人材センター跡地を使用する場合は、標準とします。

④ 土地の場所について【配点 8 点】

<審査の観点>

場所が変わることによる保護者や子どもへの影響を鑑み、小糸公民館からの距離について審査します。

(7) その他独自の取り組みについて 【配点 12 点】

<審査の観点>

独自の取り組みについて、内容を審査します。

【選考の方法について】

評価基準は150点満点とし、2の(1)、(3)④及び(7)を委員が審査（委員評価）をし、その他の項目を事務局が審査（事務局評価）する。

委員評価は、各委員の点数の合計を出席している委員の人数で除した平均点を点数とし、事務局評価の点数との合計を評価点とする。なお、平均点に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入する。

評価点が基準点90点（満点の6割）以上であり、最も高い者を整備運営事業者として選定する。選定にあたり、評価点が最も高い者が同点で複数の場合は、委員評価の点数が高い者を選定する。また、本件に応募した者が1者であっても、評価点が基準点90点以上であった場合は、整備運営事業者として選定する。

整備運営事業者として決定するか否かについては、選考委員会の結果を踏まえ、市において決定するものとする。